

まかせて安心！充実の補償内容!!

自動車共済



西日本自動車共済



ご契約のお車の事故、故障またはトラブルがどこで起こっても、自動車共済の全国ネットワーク（全国5組合）がサポートします。

全国自動車共済協同組合連合会による再共済制度も充実、共済金のお支払いも万全です。

相手への賠償

人にケガをさせたり、他人の車やモノを壊してしまったとき

- 対人賠償共済



- 対物賠償共済

対物超過修理費用特約

臨時費用特約

示談交渉サービス

②

ご自身・搭乗者などの補償

自動車事故により死傷されたとき

- 人身傷害共済

- 搭乗者傷害共済

自損事故傷害特約*

無共済車傷害特約*

（※対人賠償共済に自動セットされます。）



③

お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



- 車両共済

車両全損時諸費用倍額払特約

車両新価特約

車両超過修理費用特約

二輪・原付盗難対象外特約

代車費用特約

⑤

ロードサービス

ご契約のお車が事故や故障などで走行不能となったとき



- 自動車共済
ロードサービス

ロードアシスタンス特約

ロードアシスタンス超過費用特約

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

⑦

- その他の主な特約

⑧

- 運転者の範囲に関する特約

⑨

- 共済掛金の決定
・各種割引・割増制度

⑨

マークの説明

自動付帯	自動的にセットされます。	オプション	ご希望によりセットできます。	免責事由	記名被共済者が個人のご契約
自家用8車種	自家用8車種に適用されます。	二輪・原付	二輪・原付に適用されます。	ノンフリート契約	ご契約者で所有・使用のお車が9台以下のご契約
自家用3車種	自家用3車種に適用されます。	大型自動車等	大型自動車等に適用されます。	補償重複	記名被共済者またはそのご家族がこの特約と補償内容が同様の共済等を他にご契約されている場合、補償が重複することがあります。

自家用8車種

自家用3車種		自家用8車種			
自家用乗用車		自家用小型貨物車	自家用軽四輪貨物車	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t超2t以下)
普通	小型	軽四輪			特種用途自動車 (キャンピング車)
大型自動車等					
自家用普通貨物車 (最大積載量2t超)・営業用普通貨物車 (最大積載量2t以下・2t超)・自家用バス・営業用バス・ 小型ダンプカー・普通型ダンプカー (最大積載量2t以下・2t超)・砂利類運送用普通貨物車					

相手への賠償

基本補償

- 対人賠償共済
- 対物賠償共済

特約(自動セット)

- 被害者救済費用特約
- 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

人にケガをさせたり、
他人の車やモノを壊してしまったとき

特約(オプション)

- 対物超過修理費用特約
- 臨時費用特約



対人賠償共済

無制限が
おすすめ!

ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責共済等により支払われるべき金額を超える損害賠償責任の額について、被害者1名につき、共済金額を限度に共済金をお支払いします。



●対人賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害者	被害内容
5億2,853万円	横浜地裁	眼科開業医(男41歳)	死亡
4億5,381万円	札幌地裁	公務員(男30歳)	後遺症

オプション 臨時費用特約



被共済者に法律上の損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死亡または、後遺障害が生じたとき、および医師による治療を4日以上要する場合に、見舞費用等として共済金をお支払いします。

●お支払いする共済金（1事故につき被害者1名ごと）

被害者の状態	共済金のお支払い限度額	お支払いする共済金	
		定額払 共済金	実損払 共済金
死亡の場合	50万円	15万円	被共済者が実際に支払った見舞金等の費用
後遺障害の場合*	181日以上	30万円	
傷害に対して医師の治療を要した場合	治療日数	91日以上 31日以上 15日以上 4日以上	20万円 10万円 5万円 1万円

* 臨時費用特約における「後遺障害」とは、普通共済約款（別表1）後遺障害等級表の表1の第1級、第2級または表2の第1級から第3級のいずれかに該当する後遺障害をいいます。

自動付帯 被害者救済費用特約

ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いします。

- 人身事故：対人賠償共済の共済金額を限度
- 物損事故：対物賠償共済の共済金額を限度



自動付帯 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

ご契約のお車の使用に起因して、他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合または誤って線路に立ち入ってしまったことなどが原因で電車等を運行不能にさせた場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために、その運転者に法律上の損害賠償責任がなかったと当組合が認めるときに、被害者を救済するための費用をお支払いします。

- 人身事故：対人賠償共済の共済金額を限度
- 物損事故：対物賠償共済の共済金額を限度

無料 示談交渉サービス

人身事故・物損事故とも、相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は当組合にお任せください。

ただし、次の場合など、当組合が示談交渉を行えないことがあります。

- 被共済者に法律上の賠償責任がないとき
- 損害賠償額が明らかに自賠責共済等のお支払金額内におさまるとき（対人）
- 正当な理由なく被共済者が当組合にご協力いただけないときなど



！ ◎主な免責事由（共済金をお支払いできない主な場合）【相手への賠償（対人賠償共済・対物賠償共済）】

【対人・対物賠償共済共通】●日本国外で生じた事故による損害●戦争・外国の武力行使・暴動、台風・洪水・高潮・地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等により生じた損害●ご契約のお車を競技、曲技に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害●当組合以外の方と約定した加重賠償責任により生じた損害●ご契約者、被共済者の故意により生じた損害【対人賠償共済対象】●次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それにより被共済者が被った損害①記名被共済者②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま③被共済者の父母、配偶者またはお子さま④被共済者の業務に従事中の従業員⑤被共済者の業務に従事中の他の使用者（ただし、被共済者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りません。）ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。【対物賠償共済対象】●次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を受けた場合に、それにより被共済者が被った損害①記名被共済者②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま③被共済者またはその父母、配偶者またはお子さまなど

ご自身・搭乗者などの補償

自動車事故により
死傷されたとき



基本補償

- ◆人身傷害共済
- ◆搭乗者傷害共済

特約(自動セット)

- 自損事故傷害特約
- 無共済車傷害特約

特約(オプション)

- 人身傷害車外事故特約
- 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

人身傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により死傷された場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被共済者1名ごとに、共済金額を限度に共済金をお支払いします。

①記名被共済者やそのご家族が補償される事故の範囲は、次の2つの補償タイプがあります。

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする事故 補償タイプ	ご契約のお車に搭乗中の方	記名被共済者およびそのご家族 ^{※2}	
	ご契約のお車に搭乗中の事故	「他の自動車 ^{※3} 」に搭乗中の事故	歩行中や自転車を運転中の自動車事故
基本補償 (ご契約車搭乗中のみ)	○	×	×
基本補償+車外事故補償 ^{※1} <small>補償重複</small>	○	○	○

※ 1. 車外事故補償は、「人身傷害車外事故特約」をセットする場合をいいます。

※ 2. 記名被共済者およびそのご家族とは次の方々をいいます。

① 記名被共済者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま

※ 3. 他の自動車には、記名被共済者、その配偶者、これらの同居の親族が所有または主として使用される自動車を含まない等、一定の条件があります。

※ 4. 記名被共済者が個人の場合または記名被共済者が法人で個人被共済者を設定している場合は、他車運転特約または他車運転特約（二輪・原付）により補償の対象となる場合があります。ただし、「他の自動車」が次の自動車で、運転中の場合に限ります。

●ご契約のお車が自家用8車種の場合は「自家用8車種の自動車」、二輪自動車・原付バイクの場合は「二輪自動車・原付バイク」

(注) 1. 上表以外に、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者も、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。

2. 人身傷害共済をご契約の被共済者が自損事故を起こされた場合、被共済者に生じた実際の損害額（総損害額）に対し人身傷害共済から、人身傷害共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。なお、総損害額の決定は、普通共済約款（別紙）「人身傷害条項損害額基準」に基づき、当組合で行わせていただきます。

②お支払いする共済金

被共済者が死傷された場合に、実際の損害額（総損害額）に対して次の共済金をお支払いします。

人身傷害共済金				入通院定額給付金*
入院・通院された場合	治療費等の実費	休業損害 (働けない間の収入)	精神的損害	など
後遺障害が生じた場合	治療費等の実費	逸失利益 (労働能力の喪失により失った将来の収入)	精神的損害	将来の介護料など
死亡された場合	治療費等の実費	逸失利益 (死亡されたことにより失った将来の収入)	精神的損害	葬儀費用など

※「人身傷害共済の入通院定額給付金対象外特約」をセットされた場合は、入通院定額給付金をお支払いできません。

③当組合が被共済者の過失分も含めて全額補償します。

自動車事故で死傷された場合の総損害額を、共済金額の範囲内でまとめて補償します。

例 総損害額が5,000万円の事故で、相手との過失割合が
お客様30%、相手方70%だった場合。(共済金額は無制限)

人身傷害を付けていない



人身傷害を付いている



●共済金額

実際の損害額はご家族の構成や収入、事故日時点の法定利率などにより異なります。下表を参考に適正な共済金額をご設定ください。

損害額の事例 (有職者(70歳を除きます。)の平均的な損害額)

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害*
20歳	有	9,500万円	1億9,000万円
	無	8,000万円	1億9,000万円
30歳	有	1億円	1億7,000万円
	無	7,000万円	1億7,000万円
40歳	有	9,000万円	1億6,000万円
	無	6,500万円	1億6,000万円
50歳	有	7,500万円	1億3,000万円
	無	5,500万円	1億3,000万円
60歳	有	5,500万円	9,500万円
	無	4,000万円	9,500万円
70歳	有	2,500万円	4,000万円
	無	2,000万円	4,000万円

* 普通共済約款(別表1)後遺障害等級表の後遺障害が生じた場合をいいます。

搭乗者傷害共済



ご契約のお車に搭乗中の方（運転者を含みます。）が自動車事故により、事故発生日からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害が生じた場合に1回の事故につき被共済者1名ごとに、共済金額を限度に共済金をお支払いします。

負傷された場合		後遺障害が生じた場合	
	入通院が5日未満 一律1万円	後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合は障害の程度に応じてお支払いします。
医療共済金 (一時金払)	入通院が5日以上 傷害の程度に応じて、「普通共済約款（別表2）医療共済金支払額基準」に従い共済金をお支払いします。	重度後遺障害特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合 共済金額の10%をお支払いします。 (100万円限度)
		重度後遺障害 介護費用共済金	後遺障害共済金額の50%をお支払いします。 (500万円限度)
死亡された場合		死亡された場合	
		死亡共済金	死亡された場合にお支払いします。 (共済金額)

搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金（一時金払）の額を2倍にしてお支払いします。

医師による治療のために病院または診療所に入院または通院した日数の合計	お支払いする医療共済金	
	特約セットなし	特約セットあり
① 5日以上 （例）一脚の大脛骨骨折の場合	「医療共済金支払額基準」に定める額 30万円	左記の金額の2倍 60万円（30万円×2）
② 上記①以外（5日未満など）	1万円	2万円



（注）次のご契約の場合は、この特約をセットできません。

1. ご契約のお車がバスの場合
2. 人身傷害共済を適用したご契約で「人身傷害共済の入通院定額給付金対象外特約」がセットされていない場合

対人賠償共済に自動セット

自動付帯 自損事故傷害特約



電柱などとの衝突または崖からの転落など自賠責共済等からお支払いを受けることができない事故により、ご契約のお車の保有者や運転者、ご契約のお車に搭乗中の方が死傷された場合に、次の共済金をお支払いします。

死亡共済金	死亡された場合に、1,500万円をお支払いします。
後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合に、障害の程度に応じて50万円～2,000万円をお支払いします。
介護費用共済金	所定の重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、200万円をお支払いします。
医療共済金	入通院された場合に、治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に応じて、次の金額をお支払いします。（100万円限度） 入院1日につき6,000円 通院1日につき4,000円

（注）人身傷害共済をセットされたご契約には、この特約はセットされません。

対人賠償共済に自動セット

自動付帯 無共済車傷害特約



無共済自動車との事故によりご契約のお車の運転者や搭乗中の方が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手方から十分な補償が得られないときにその損害額などについて共済金をお支払いします。

1. 無共済自動車とは、対人賠償共済等が契約されていない自動車等をいいます。
2. 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。傷害のみの場合は補償の対象外となります。
3. 記名被共済者が「個人」の場合は、歩行中などの無共済自動車との事故でも共済金をお支払いします。
4. 相手方が負担すべき損害賠償額についてすでに人身傷害共済金が支払われている場合は、そのお支払額を差し引いてお支払いします。



◎主な免責事由（共済金をお支払いできない主な場合）【ご自身・搭乗者などの補償（人身傷害共済・搭乗者傷害共済）】

【人身傷害・搭乗者傷害共済共通】●日本国外で生じた事故による損害または傷害●戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等により生じた損害または傷害●ご契約のお車を競技・曲技に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害または傷害●被共済者、共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によりその本人に生じた損害または傷害●被共済者が次のいずれかの状態でご契約のお車を運転中に生じた事故によりその本人に生じた損害または傷害①無免許運転②道交法第65条第1項に定める酒気帯び運転（酒気帯び運転とみなされる状態を含みます。）③麻薬等運転●被共済者が、ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承認を得ないでご契約のお車に搭乗中にその本人に生じた損害または傷害●被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によりその本人に生じた損害または傷害●被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によりその本人に生じた損害または傷害●極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方に生じた損害または傷害 など

お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



基本補償

◆車両共済

特約(自動セット)

●二輪・原付盗難対象外特約

特約(オプション)

●車対車事故・危険限定特約
●車両全損時諸費用倍額払特約
●車両新価特約

●車両超過修理費用特約
●代車費用特約
●代車費用の補償日数に関する特約

車両共済

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。車両共済でお支払い対象となる事故の範囲は、次の2つの補償タイプがあります。

① 補償タイプ

一般車両	偶然な事故全般について補償します。
車対車+危険限定	「車対車事故・危険限定特約」をセットした場合をいい、お支払い対象となる事故の範囲を限定して補償します。

○：補償します ×：補償しません

共済金をお支払いする主な事故例	ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触	当て逃げ(相手車不明)	動物 ^{※1} との衝突・接触	自転車との衝突・接触
一般車両	○	○	○	○
車対車+危険限定	○	○	○	×

共済金をお支払いする主な事故例	電柱・ガードレール等との衝突・接触	飛来中・落下中の他物との衝突	火災・爆発	台風・たつ巻洪水・高潮
一般車両	○	○	○	○
車対車+危険限定	×	○	○	○

共済金をお支払いする主な事故例	盗難 ^{※2}	落書き・いたずら等	墜落・転覆・転落	地震・噴火・津波
一般車両	○	○	○	×
車対車+危険限定	○	○	×	×

※1. 人を除きます。

※2. ご契約のお車が二輪自動車または原付バイクの場合は、「二輪・原付盗難対象外特約」が自動セットされますので、盗難による損害は補償の対象外となります。

② お支払いする共済金

全損の場合	車両共済金	ご契約時にお決めいただいたお車の車両共済金額 [*] （協定共済価額）をお支払いします。
修理できない場合、または修理費が車両共済金額以上となる場合	車両全損時諸費用共済金	車両共済金額の10%または10万円のいずれか高い額をお支払いします。（20万円限度）
分損の場合（全損以外）	車両共済金	損害額から免責金額を差し引いた金額をお支払いします。

※ 車両共済金額が時価額を著しく超える場合は、時価額を車両共済金額とみなして共済金をお支払いします。

オプション 車両全損時諸費用倍額払特約

車両全損時諸費用共済金をお支払いする場合に共済金の額を2倍にしてお支払いします。

(注) 1. 「他車運転特約」「他車運転特約（二輪・原付）」「臨時代替自動車特約」および「被共済自動車の入替自動車補償特約」が適用される場合は、この特約の共済金をお支払いできません。

2. 車両共済金額10万円未満のご契約、「車両新価特約」「車両全損時諸費用対象外特約」を適用したご契約または、記名被共済者が法人でご契約のお車がリースカーの場合は、この特約をセットできません。



オプション 車両新価特約 自家用8車種

ご契約のお車に大きな損害^{※1}が生じ、お車の買替または修理をされる場合に、新車共済金額^{※2}を限度に次の共済金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から90日以内に、代替のお車を取得またはご契約のお車を修理される場合に限ります。

代替のお車を取得された場合	実際にかかる代替車買替費用 (車両本体価格+付属品+消費税) □再取得時諸費用共済金 新車共済金額の20%または20万円のいずれか高い額をお支払いします。(40万円限度) この場合、車両全損時諸費用共済金をお支払いできません。
ご契約のお車を修理された場合	修理費

- ※1. 「修理できない場合」、「修理費が車両共済金額以上になる場合」、または「修理費が新車共済金額の50%以上となる場合（お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限ります。）」のいずれかをいいます。
 - ※2. 契約締結時に新車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定した金額をいい、車両共済金額の2倍以下であることが条件となります。
- (注) 盗難による損害は補償の対象外です。(盗難後にご契約のお車が発見された場合は対象となります。)

車両超過修理費用特約

車両共済金のお支払い対象となる事故によりご契約のお車に損害が生じた場合で、その修理費が車両共済の協定共済価額を上回るときに、その超過する修理費について50万円を限度に共済をお支払いします。

ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車の損傷を修理される場合に限ります。

(注) この特約により共済金をお支払いする場合は、車両全損時諸費用共済金をお支払いできません。

例	ご契約のお車の修理費が100万円の場合 [ご契約内容] 車両共済: 60万円、免責金額: 0万円						
	<table border="1"> <tr> <td>ご契約のお車 </td> <td>修理費超過分 40万円</td> <td>自己負担になる不足分をこの特約でお支払い 40万円 (100万円-60万円) (50万円限度)</td> </tr> <tr> <td>修理費総額 100万円</td> <td>協定共済価額 60万円</td> <td>車両共済でお支払い</td> </tr> </table>	ご契約のお車 	修理費超過分 40万円	自己負担になる不足分をこの特約でお支払い 40万円 (100万円-60万円) (50万円限度)	修理費総額 100万円	協定共済価額 60万円	車両共済でお支払い
ご契約のお車 	修理費超過分 40万円	自己負担になる不足分をこの特約でお支払い 40万円 (100万円-60万円) (50万円限度)					
修理費総額 100万円	協定共済価額 60万円	車両共済でお支払い					

特約をセットできる期間

●満期日がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月から次の期間中の場合にセットできます。



(注) 「車両新価特約」と「車両超過修理費用特約」を合わせてセットすることはできません。

車両共済に自動セット

自動搭帯 二輪・原付盗難対象外特約

二輪・原付

ご契約のお車が二輪自動車または原付バイクの場合、盗難による損害については車両共済の共済金をお支払いできません。



オプション 代車費用特約 自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーケン引された場合^{※1}または事故により損害が生じた場合に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間^{※2}に利用した1日あたりのレンタカー費用^{※3}を共済金日額を限度にお支払いします。

補償タイプ	レッカーケン引する場合		レッカーケン引しない場合		お支払い対象期間	
	事故	故障	事故	故障	事故	故障
代車費用（事故・故障15日）	○	○	○	×	15日	15日
代車費用（事故30日・故障15日） (代車費用の補償日数に関する特約をセット)					30日	15日

※1. ロードアシスタンス特約の「運搬費用」のお支払い対象となる場合に限ります。

※2. お支払い対象期間は、「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」かつ「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて15日」を限度とします。ただし、「代車費用の補償日数に関する特約」をセットすることにより、事故の場合に限りお支払い対象期間を「30日」に延長することができます。

※3. 被共済者が正当な理由によりレンタカー以外の他の交通手段（バス、タクシーまたは電車等）をご利用された費用のうち、当組合が認めた費用を含みます。

◎主な免責事由（共済金をお支払いできない主な場合）【お車の補償（車両共済）】

【車両共済】●日本国外で生じた事故による損害●戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等により生じた損害●ご契約のお車を競技・曲技に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害●ご契約者、被共済者、共済金を受け取るべき方等の故意または重大な過失により生じた損害●ご契約者、被共済者、共済金を受け取るべき方等が次のいずれかの状態でご契約のお車を運転中に生じた損害①無免許運転②道交法第65条第1項に定める酒気帯び運転（酒気帯び運転とみなされる状態を含みます。）③麻薬等運転●国または地方公共団体の公権力の行使により生じた損害●詐欺または横領により生じた損害●ご契約のお車に存在する欠陥、摩擦、腐しょく、さび、その他の自然の消耗により生じた損害●故障損害●ご契約のお車から取り外された部分品や付属品に生じた損害●ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害●タイヤの単独損害（ご契約のお車の火災・爆発の場合を除きます。）●法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害など

自動車共済ロードサービス

ご契約のお車が事故や故障などで走行不能となったとき

特約(自動セット)

- ロードアシスタンス特約

特約(オプション)

- ロードアシスタンス超過費用特約
- ロードアシスタンス宿泊移動費用特約



ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡ください。当組合提携のロードサービス業者がレッカーケン引や30分程度の応急処置などを行います。(すべての用途車種のお車が対象です。)
「自動車共済ロードサービス」はロードアシスタンス特約によりご利用いただけます。

[専用デスク]

0120-80-6324

提携会社：株式会社プライムアシスタンス(PRA)

レッカーケン引

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から、ご利用者(ご契約者)の指定する修理工場までレッカーケン引を行います。
●電気自動車、燃料電池自動車等の充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーケン引を含みます。



応急処置

(現場対応可能な30分程度の応急処置 主な例)

走行不能となった場所で対応可能な30分程度の応急処置を行います。
バッテリーリーシュピング(共済期間中3回まで)
/キー閉じ込み開錠(セキュリティー装置付車両など、対象外となる場合があります。)/スペアタイヤ交換(車載の簡易修理キットでの応急処置)
/脱輪・落輪の路面への引上げ/
冷却水補充/など



運搬費用、応急処置費用合計で1回の事故につき15万円限度

- ロードアシスタンス超過費用特約をセットした場合は、合わせて1事故100万円限度となります。
- 次の場合はご利用者のご負担となります。
30分程度で対応できない場合の超過作業、バッテリー充電代、部品代、消耗品(オイル・冷却水など)代、鍵作成費用、季節用タイヤとの交換費用、チェーンの脱着作業、パンク修理、ご利用者都合による車両搬送時の有料道路通行料など

(注) 1. ロードサービスをご利用いただいても、ご継続後の等級および事故有効期間に影響しません。
2. 気象状態や交通事情などによってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
3. 一部離島やロードサービス業者の立入りが困難な場所では対応できない場合があります。

JAF会員のお客さまは、自動車共済ロードサービスに加えてJAFのサービスも併せてご利用いただけます!

JAF会員のお客さま優遇サービス



JAF提供のロードサービス

●事前に自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡いただく必要があり、ご利用の際には「JAF会員証」の提示など一定の条件がございます。

ロードサービスご利用にあたって

- 自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡ください。ご契約内容を確認させていただいたうえで、ご利用いただけます。
- ロードサービスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合、その作業の超過分についてはご利用者のご負担となります。
- けん引不能な構造の車両である場合や大事故・転落など保有する装備で作業が困難な場合は、対応できないことがあります。
- ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については共済金としてお支払いします。
- 上記は「自動車共済ロードサービス」の概要を記載しています。詳しくは「ロードアシスタンス利用規定」をご確認いただくか、共済代理所までおたずねください。

オプション ロードアシスタンス超過費用特約

大型自動車等

ご契約の大型自動車等のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となったことにより発生する運搬費用および応急処置費用に対し、ロードアシスタンス特約の共済金と合わせて100万円を限度に共済金をお支払いします。

(注) ロードアシスタンス特約のお支払い対象となる場合に限ります。

オプション ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ、レッカーケン引された場合に発生した所定の宿泊費用、移動費用および引取費用を共済金としてお支払いします。

□宿泊費用共済金



事故現場の最寄りのホテル等に臨時に宿泊する必要が生じた場合に、ご利用者がご負担された1泊分の費用(飲食費用除く。)をお支払いします。

1事故1名につき
宿泊費用(1泊)
1万円限度

□移動費用共済金



事故現場から自宅または出発地もしくは当面の目的地へ移動するためにご利用者がご負担された交通費をお支払いします。
(注) レンタカー・タクシーをご利用の場合は1事故1台につき2万円限度となります。

1事故1名につき
移動費用
2万円限度

□引取費用共済金



修理後のお車を引き取るために要した修理工場等への往路1名分の交通費をお支払いします。
(注) レンタカーの利用は除きます。

1事故1名のみ
往路交通費
15万円限度

その他の主な特約

自動付帯 他車運転特約

自家用8車種 個人

記名被共済者とそのご家族が臨時に借りた自動車^{※1}を運転中（駐車または停車中を除きます。）の事故について、借りた自動車をご契約のお車とみなしてご契約のお車のご契約条件で所定の共済金をお支払いします。



- ※1. 自家用8車種の場合に限ります。借りた自動車には、記名被共済者^{※2}、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車および、別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車を自ら運転中の場合を除きます。

- ※2. 記名被共済者には、記名被共済者が法人で個人被共済者を設定している場合を含みます。

（注）借りた自動車を壊したことによるその持ち主に対する法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両共済のご契約条件で共済金をお支払いできる場合に限ります。
(借りた自動車自体に生じた損害に限ります。)

自動付帯 他車運転特約（二輪・原付）

記名被共済者とそのご家族が臨時に借りたバイク^{※1}を運転中（駐車または停車中を除きます。）の事故について、借りたバイクをご契約のバイクとみなしてご契約のバイクのご契約条件で所定の共済金をお支払いします。



- ※1. 二輪自動車・原動機付自転車の場合に限ります。また、借りたバイクには、記名被共済者^{※2}、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用するバイクおよび、別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するバイクを自ら運転中の場合を除きます。

- ※2. 記名被共済者には、記名被共済者が法人で個人被共済者を設定している場合を含みます。

オプション 弁護士費用特約 補償重複

自動車事故により被共済者が死傷された場合や財物（自動車や家屋など）を壊された場合に、相手方に對し法律上の損害賠償請求を行うために実際にかかった弁護士費用や法律相談・書類作成費用などについて、1回の事故につき被共済者1名ごとに、次の共済金をお支払いします。

お支払いする共済金

被害事故弁護士費用共済金	当組合の同意を得て支出される弁護士等への報酬や訴訟費用など	300万円限度
被害事故法律相談・書類作成費用共済金	弁護士・司法書士または行政書士に法律相談や書類作成を行う場合の費用など	10万円限度

- （注）1. 記名被共済者が「個人」の場合は、業務に使用する財物について、自動車の被害事故および積載動産に対する所定の被害事故に限ります。
2. 記名被共済者が「法人」の場合は、財物についてはご契約のお車の被害事故および積載動産に対する所定の被害事故に限ります。
3. お支払いの対象となる費用は、約款に定められた基準に従い、あらかじめ当組合の同意を得て支出される費用に限ります。
4. 弁護士などへの委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ当組合の承認を得ることが必要となります。

自動付帯 無過失事故に関する特則

次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすときは、当組合と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。また、事故件数によって免責金額が設定されている場合は、次回事故時の免責金額の決定において事故件数に数えません。



- ① 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約のお車への衝突・接触」による事故において、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合
 - ② 相手自動車との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
 - ③ 自動運転中に偶然な事故^{※3}が発生した場合
※ 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約のお車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。
 - ④ ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等に起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつ、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- （注）1. ①、②については、車両共済金^{※4}のみをお支払いする場合で、「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故に限ります。
2. ③、④については、ご契約のお車の火災、爆発、盗難、台風、たつ巻、洪水、落書、いたずら、物の飛来・落下などの事故により、ご契約のお車に損害が生じ、車両共済金^{※4}のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。
※車両共済金には、車両新価特約、車両超過修理費用特約、車両全損時諸費用倍額払特約の共済金を含みます。
3. フリート契約（A方式）の場合は、この特則の対象外となります。

もらい事故でも
安心！



運転者の範囲に関する特約

ノンフリート契約に限り、ご契約のお車を運転される方の範囲や年齢条件によって共済掛金が決まります。

オプション 運転者年齢条件特約

自家用3車種

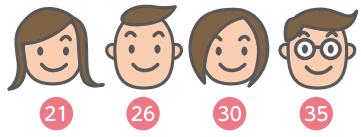
二輪・原付

ノンフリート契約

□ 記名被共済者が個人の場合

次の①～⑤までに該当する方々の中で、ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定することができます。設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①～③までの方の業務（家事を除きます。）に従事中の使用者
- ⑤ ご契約のお車の所有者が法人の場合で、記名被共済者がその法人の役員となっているときは、その法人の業務に従事中の使用者



年齢条件の区分	21歳以上補償	30歳以上補償
	26歳以上補償	35歳以上補償

□ 記名被共済者が個人事業主や法人の場合

業務に従事する使用者も含めて最も若い方の年齢に合わせてお選びください。設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

- (注) 1. 記名被共済者が個人の場合は、「記名被共済者、その配偶者およびこれらの方の同居の親族」以外の方（使用者を除きます。）が運転されている間の事故については、年齢条件に関係なく補償されます。
2. ご契約のお車が「原付バイク」の場合は、「21歳以上補償」に限りご選択いただけます。

オプション 運転者本人限定特約

自家用3車種

個人

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者本人に限定することができます。記名被共済者本人がお車を運転中の事故の場合に限り、共済金をお支払いします。

オプション 運転者本人・配偶者限定特約

自家用3車種

個人

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者とその配偶者に限定することができます。記名被共済者またはその配偶者がお車を運転中の事故の場合に限り、共済金をお支払いします。

共済掛金の決定・各種割引・割増制度

自動車に関する割引制度

ノンフリート契約・フリート契約共通

お車の用途車種、装備や使用的条件により共済掛金を割引きします。ご利用いただくには、別途条件がございますので、詳しくは共済代理所までおたずねください。

□ 新車割引

ご契約のお車（自家用3車種）の初度登録年月または初度検査年月から共済期間の初日が属する月までの経過月数が下表の期間であるお車に適用します。



初度登録から の経過月数	等級	自家用普通・小型乗用車				自家用軽四輪乗用車			
		対人賠償	対物賠償	人身傷害・搭乗者傷害	車両	対人賠償	対物賠償	人身傷害・搭乗者傷害	車両
25か月 以内	6S等級*	34%	32%	41%	31%	32%	28%	42%	27%
	上記以外	7%	11%	17%	8%	5%	9%	18%	2%
26～49か月	6S等級*	30%	12%	35%	22%	18%	14%	21%	16%
	上記以外	4%	4%	16%	6%	2%	4%	15%	2%

※事故有係数適用期間が0年の場合に適用し、それ以外は「上記以外」の割引を適用します。

□ ASV 割引

ご契約のお車（自家用3車種）が、次の条件を満たす場合に適用します。



- 一定のAEB（衝突被害軽減ブレーキ）装置を装備した自動車
- 共済期間の初日が、型式が発売された年度に3を加算した年の12月末までの自動車



□ 福祉車両割引

ご契約のお車が、消費税の優遇される対象自動車（「運転補助装置を装備する自動車」または「車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車」）である場合に適用します。

(注) ご契約のお車がエコカー割引と福祉車両割引の両方を適用できる場合は福祉車両割引を優先して適用します。

□ エコカー割引

ご契約のお車（自家用3車種）が電気自動車、ハイブリット自動車または圧縮天然ガス自動車のいずれかで、初度登録年月または初度検査年月から共済期間の初日が属する月までの経過月数が13か月以内のお車に適用します。

□ 構内専用電気自動車割引

使用される場所が建物内、施設内および敷地内に限定されている最高速度が時速20km以下の電気自動車に適用します。



□ 3台契約割引

当組合にご契約いただくお車（用途車種を問いません。）の台数が1年間に3台以上になる場合に適用します。ただし、フリート契約者、ノンフリート多数割引適用契約者および団体契約者を除きます。

団体割引（集団団体・従業員団体）

ご契約のお取扱いには、「集団団体」および「従業員団体」の方法があります。

いずれの団体でも、お取扱いに際しては所定の条件がございます。詳しくは共済代理所までおたずねください。

共済契約のお取扱いに関する割引・割増制度

ご契約のお取扱い方法には、ノンフリート契約およびフリート契約があります。

ノンフリート契約およびフリート契約の別に、共済契約に適用される割引・割増が異なります。

	対象となるご契約者	契約方式 (フリート契約のみ)	適用される割引・割増 ^{*1}	
			基 本	ご契約台数による割引
ノンフリート契約	所有・使用するお車のご契約台数が9台以下のお客さま		●ノンフリート等級別割引・割増率 ^{*2} (1等級～20等級) ●複数所有新規契約に適用する割引率 (対象:自家用8車種のご契約)	〈3台～4台をご契約の場合〉 3台契約割引(5%) ^{*3}
				〈5台～9台をご契約の場合〉 ノンフリート多数割引(5%)
フリート契約	所有・使用するお車のご契約台数が10台以上のお客さま	A方式 (包括方式)	●フリート割引・割増率 ^{*4}	フリート多数割引(10%)
		B方式 (個別方式)	●ノンフリート等級別割引・割増率 ^{*2} ●フリート新規契約等級 ^{*5}	

- ※ 1. 割引・割増率は、臨時費用特約、原付バイク特約、弁護士費用特約、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約、代車費用特約および代車費用の補償日数に関する特約の共済掛金には適用されません。
- ※ 2. 他の共済組合（JA共済、全労済等をいいます。）または保険会社のご契約に適用されているノンフリート等級および事故有係数適用期間を、当組合におけるご契約に引き継ぎます。なお、他の共済組合または保険会社のご契約期間中に事故があった場合は、所定の方法により決定した等級および事故有係数適用期間でお引き受けします。
- ※ 3. 「3台契約割引」は、フリート多数割引、ノンフリート多数割引および団体割引が適用されないご契約者（同居のご家族を含みます。）のお車のご契約が対象となります。
- ※ 4. 「フリート割引・割増率」は、所定の計算方法により算出した損害率により決定され、前契約のない新契約を含むすべてのご契約に對して適用されます。
- ※ 5. 「フリート新規契約等級」は、前契約のない新契約に適用されます。所定の成績計算期間末におけるすべてのご契約に適用されている等級別係数を基にフリート新規契約平均割引・割増率を算出し、所定の読替等級表で決定した等級をいいます。

共済掛金の決定と仕組み

□ ノンフリート等級別割引・割増率制度

事故の有無や件数に応じて「無事故」と「事故有」に分け、さらに1～20等級に区分し、等級ごとに共済掛金の割引または割増を行う制度です。

等級

共済期間中に事故がなかった場合は、継続後のご契約に適用される等級が1つ上がります。

共済期間中に等級ダウン事故が起きた場合は、継続後のご契約に適用される等級は、3等級ダウン事故1件につき3つ、1等級ダウン事故1件につき1つダウンします。

事故有係数適用期間

継続前のご契約に事故があった場合に、「事故有係数」の割引・割増率を適用する期間をいいます。事故有係数適用期間は、3等級ダウン事故1件につき3年間、1等級ダウン事故1件につき1年間で、6年間を限度に積算され、1年経過するごとに1年減算します。

〈適用例〉当年度契約(20等級)で3等級ダウン事故が1件、1年後にも1等級ダウン事故が1件あった場合に適用される等級（割引・割増率）および事故有係数適用期間

無事故係数	当年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
	20等級 63%割引					19等級 57%割引
事故有係数	事故発生 3等級ダウン	事故発生 1等級ダウン	無事故	無事故	無事故	
	17等級 44%割引	16等級 32%割引	17等級 44%割引	18等級 46%割引		
事故有期間	0年	3年	3年	2年	1年	

(注) 1. 3等級ダウン事故および1等級ダウン事故の種類については、共済代理所までおたずねください。

2. 当組合では、共済契約申込書、共済証書等においては「事故有係数適用期間」を「事故有期間」の名称で等級の後に表示しています。

継続契約(前契約があるご契約)に適用するノンフリート等級別割引・割増率表

ご契約に適用する係数	等級別割引・割増率 (単位: %)																			
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数	+108	+63	+38	+7	-2	-13	-27	-38	-44	-46	-48	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-56	-57	-63
事故有係数							-14	-15	-18	-19	-20	-22	-24	-25	-28	-32	-44	-46	-50	-51

新規契約(前契約がないご契約)に適用するノンフリート等級別割引・割増率表

	等級	割引・割増率
初めてのご契約	6S	3%割増
複数所有新規契約*	7S	38%割引

ご契約中の自動車保険契約*に適用されている等級および事故有係数適用期間を、自動車共済でも引き継ぎます。
※JA共済、全労済等でご契約の共済契約を含みます。



※ 複数所有新規契約とは、新たに取得された2台目以降のお車の共済契約で、所定の条件を満たしているご契約が対象となります。
詳しくは共済代理所までおたずねください。

□ 型式別掛金区分制度

自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）の共済掛金は、対人賠償共済・対物賠償共済・人身傷害共済・搭乗者傷害共済・車両共済の補償種目ごとに「掛金区分（自家用普通・小型乗用車は、1～17区分）、（自家用軽四輪乗用車は、1～7区分）」により細分化され、自動車の型式ごとに過去の事故実績を反映する制度となっています。この掛金区分は、毎年1回見直しを行っています。

□ 記名被共済者年齢区分

記名被共済者が個人で、運転者の年齢条件が「21歳以上補償・26歳以上補償・30歳以上補償・35歳以上補償」の条件でご契約された場合は、共済期間の初日における記名被共済者の年齢（「74歳以下」「75歳以上」）に応じた年齢区分を設けています。

(注) 共済期間の中途中で記名被共済者を別の方に変更する場合は、「変更日時点における新記名被共済者の年齢」による年齢区分を適用します。



もしものとき！

西日本自動車共済の専用フリーダイヤルにご連絡ください。

24時間365日

事故受付 専用ダイヤル



にしにほん 365日
0120-242-365



24時間365日

自動車共済 ロードサービス

<専用デスク>



ハロー

ロードサービス24

0120-80-6324



ロードサービス専用デスク・事故受付専用ダイヤルへは、組合HP<ご契約者さま>ページからタップして発信できます。



事故処理サービス拠点 (サービスセンター: SC)

西日本地区(24箇所)のサービスセンターに配属の事故処理専門職員が、事故受付、相談、共済金(自賠責共済金も含みます。)請求関係書類の取り揃え・作成、示談交渉を行い、責任をもって事故の解決にあたります。

近畿 SC 06-6765-9379	岡山 SC 086-246-3355	徳島 SC 088-653-5160	筑後 SC 0942-53-8711	大分 SC 097-558-7835
京都 SC 075-353-0320	広島 SC 082-261-8430	高知 SC 088-880-1788	佐賀 SC 0952-31-3072	宮崎 SC 0985-51-1570
兵庫 SC 078-367-6805	福山 SC 084-923-7980	愛媛 SC 089-905-1195	長崎 SC 095-827-7752	鹿児島 SC 099-262-0226
鳥取 SC 0857-27-5210	山口 SC 083-932-5522	北九州 SC 093-951-6711	佐世保 SC 0956-25-6162	沖縄 SC 098-882-2270
島根 SC 0852-26-5270	香川 SC 087-822-6309	福岡 SC 092-441-5925	熊本 SC 096-365-2672	



自動車共済について知りたい(約款・重要事項など)

西日本自動車共済のホームページのご案内

にしにほんきょうさい

検索

<https://nishijikyo.com/>



(注) ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。



その他の重要事項

- 当組合の組合員として加入できる方は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者および小規模の事業者で構成する団体等となっております。自動車共済契約をご契約いただける方(共済契約者)は、当組合の組合員に限られます。ただし、中小企業等協同組合法に定める範囲内で組合員以外の方もご契約いただけます。
- 当組合にはじめてご加入の方は、ご加入に際して出資金(1口1,000円)または員外利用料をお払い込みいただきます。(出資金・員外利用料は、ご契約台数に関係ありません。)
- 共済代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、共済代理所とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したもので、詳しくは「ご契約のしおり(約款)※」をご覧いただき、ご不明な点については、共済代理所または当組合におたずねください。
- ご契約にあたっては「重要事項説明書※」を必ずお読みください。(※「ご契約のしおり(約款)」「重要事項説明書」は当組合ホームページにも掲載しています。)
- ご契約者とご契約のお車を主に使用される方(記名被共済者)・お車の所有者(車両共済をご契約される場合)が異なる場合は、その方にもご契約内容やこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。
- 共済証書は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1ヶ月を経過しても共済証書が届かない場合は、共済代理所または当組合までご連絡ください。
- 当組合は、共済契約に関する個人情報を、共済契約の履行、付帯サービスの提供、他の共済商品・各種サービスの案内・提供等を行うために利用し、業務委託先(共済代理所を含みます)、再共済組合等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、法令により限定された目的以外に利用しません。
- 自動車共済は、当組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
- 当組合は異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。



西日本自動車共済協同組合

〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25

TEL: 092-441-5901 FAX: 092-441-5907

お客さま相談室: 092-235-3355

受付 午前 9 時～午後 5 時(土日祝日及び12/29～1/3を除く)

●お問い合わせは(共済代理所)

全国自動車共済協同組合連合会
ホームページ: <https://www.zenjikyo.or.jp/>